



特区で変わる地方創生

特区制度とは

全国一律で制定されている法律などの規制が、地域の実情や企業の経済活動に合わないことがあります。特区制度は、国と自治体・事業者が協力し、規制改革を行うことで、地方創生や日本の国際競争力の強化などにつなげる制度です。

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり、創設された特例を使ったりすることで、地域課題の解決や、新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

3つの特区制度

全国の規制・制度改革のニーズを実現するため、3つの特区制度が作られています。

2002年	2011年	2013年	2025年5月現在
<p>地域の特性に応じた規制改革を実施</p> <p>構造改革特区</p> <p>規制の特例措置は全ての自治体が活用可能</p> <p>実現に向けて省庁間で調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特例措置 56 ● 全国展開 145 <p>特区認定数(累計実績)1432</p>	<p>先駆的取組に国と地域の政策資源を集中</p> <p>総合特区</p> <p>規制の特例措置は特区指定区域が活用可能</p> <p>地域の先駆的取組を総合的(特例、税制・金融)に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特例措置 20 ● 全国展開 31* <p>特区指定数 23</p>	<p>大胆な規制・制度改革による経済再生</p> <p>国家戦略特区</p> <p>規制の特例措置は特区指定区域が活用可能</p> <p>民間有識者が参加するWG、総理議長の諮問会議で調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特例措置 62 ● 全国展開 101* <p>特区数(政令指定) 16</p>	

*初めから全国展開されたものを含む

特区制度を使うには??

事業の実施を困難とさせている法規制などがある

既存の特例活用により実現可能なのか、新しい特例やルール見直しが必要になるのか判断が難しい場合、まずはお気軽に地方創生推進事務局または自治体へご相談ください!

特例の活用

以下のポイントを示していただけるとスムーズなご案内へつながります!

想定している事業内容

その実施を困難とさせている法規制などの内容 (～法～条、○月○日付○○省○○課長通知等)

既存の特例に該当がない場合

全国ルールや特例の創設の提案

ご相談はこちらへ

内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39
永田町合同庁舎

全体/国家戦略特区担当: i.kokkatoc@cao.go.jp
構造改革特区担当: toc@cao.go.jp
総合特区担当: sogotoc@cao.go.jp

特区の情報や地域の活用事例を発信します

地方創生推進事務局
公式note開設



特区の手引き&特区の活用事例

特区制度を詳しく知りたい方はこちらから!



内閣府 特区

検索